

# 夫婦子1人世帯における 生活扶助基準の消費水準との比較検証

## 第43回資料 1 「令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方」 抜粋

### 2. 生活扶助基準の水準等の妥当性の検証

#### (2) 作業内容

##### ①2019年全国家計構造調査の取扱いの留意点

- ・ 2019年全国家計構造調査の集計世帯に、6か月の継続調査である家計調査世帯（「家計調査世帯特別調査」の対象世帯）が含まれることについては、下記②・③における同調査を用いた集計にあたって、「家計調査世帯特別調査」の対象世帯を除く場合の集計結果を併せて確認する。

##### ②生活扶助基準の水準の検証

- ・ 生活扶助基準の水準の検証にあたっては、平成29年検証における分析結果を踏まえ、2019年全国家計構造調査により、夫婦子1人世帯（※）の年収階級第1・十分位における生活扶助相当支出額の平均を算出し、生活扶助基準額と比較することにより評価・検証を行う。
  - ※ 夫婦子1人世帯は、平成29年検証での参照範囲と同様に、勤労者世帯であって、生活保護を受給していると推察される世帯を除くものとし、また、サンプルサイズを一定程度確保する観点から、年齢区分は広く設定し、親の年齢は65歳未満、子の年齢は18歳以下（18歳は高校生に限る）とする。
- ・ この際、消費実態を参照する集団の状況について、生活保護基準の改定が間接的に一般低所得者の生活に影響を与えた懸念があるとの指摘があることに留意しつつ、平成29年検証時に参照した集団の状況と大きく変化していないかを確認する観点から、参考とすべき指標について検討を行い、その状況を確認する。

※ 上記①に関しては、2019年全国家計構造調査のうち、家計調査世帯特別調査の対象を除くよう、基本調査の対象世帯に限った場合の生活扶助相当支出額及び参考とすべき指標の集計を行う。

# 1 比較検証にあたって参考とすべき指標

---

# 1 比較検証にあたって参考とすべき指標

## (1) 確認する指標

### ○中位所得層に対する消費水準の比率

夫婦子1人世帯における「年収階級第1・十分位の平均消費支出額」÷「年収階級第3・五分位の平均消費支出額」により算出。  
中位所得層の消費実態を基準として、低所得層の消費実態が相対的に減少（格差が拡大）していないかを確認する。

### ○固定的経費割合

固定的経費 ÷ 消費支出額 により算出。（※固定的経費の算出方法は次頁参照）

食費や光熱水費などに代表される固定的経費の支出割合については、エンゲル係数（食費の支出割合）と同様の側面を持つものとして、低いほど厚生水準が良い状態を示すとも考えられることから、その変化の状況を確認する。

### ○年間可処分所得の中央値に対する比率

夫婦子1人世帯における年間可処分所得の中央値に対する年収階級第1・十分位の年間可処分所得の平均の比率。

年間可処分所得の中央値を基準として、年収階級第1・十分位の年間可処分所得が相対的に減少して（貧困の度合いが高くなって）いないかを確認する。

（下記の事項は、その変化が直接的に評価に結びつくものではないが、大きな変化がないかを確認する。）

### ○世帯属性

世帯の基本的な状況として、配偶者の就業状態、子供の就学状態、貯蓄・負債の状況

### ○所得額・貯蓄額の分布

所得額・貯蓄額の分布を確認する

### ○社会的必需項目の不足状況

夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における社会的必需項目の不足状況

※1 先行研究「2011暮らしに関する意識調査」（社会的必需品調査）＜厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）「貧困・格差の実態と貧困対策の効果に関する研究」（平成22～24年度、研究代表者 阿部彰）＞の調査結果より、社会的必需項目であると判定された項目（50%以上の回答者が必要であると回答したもの）に対応する「家庭の生活実態及び生活意識調査」の13項目に係る結果。

※2 2010年、2016年及び2019年「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計となるため、基準額と消費水準の比較検証時に参照する集団（全国家計構造調査、全国消費実態調査による）とは調査時点、標本世帯、対象範囲等が異なる。

# 1 比較検証にあたって参考とすべき指標

## 《固定的経費の算出方法》

○ 品目分類による小分類の各支出項目（※）について、2019年全国家計構造調査による個別世帯データを用いて、次式による回帰分析を実施。

※ 2019年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分（詳細 P5）については、中分類の支出項目を用いる。

$$C_i / Y = \text{const}_i + \gamma_i * \ln(\hat{Y})$$

$C_i$  : 第*i*支出項目の消費額

$Y$  : 消費支出額

$\hat{Y}$  : 次の回帰式による消費支出額の理論値  $Y = a + b * Z$  （ $Z$  : 世帯年収）

- （ ※ 対象範囲は夫婦子1人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）。  
※ 回帰分析にあたっては、2019年全国家計構造調査の集計用乗率により重み付けを行う。 ）

- 各支出項目  $C_i$  について、
- ・ 係数  $\gamma_i$  が有意（水準5%）で、0を下回る場合、固定的経費に、
  - ・ 係数  $\gamma_i$  が有意（水準5%）で、0を上回る場合、変動的経費にそれぞれ分類する。

《固定的経費・変動的経費の判定結果》

食料	穀類	固定	
	魚介類	-	
	肉類	固定	
	乳卵類	固定	
	野菜・海藻	固定	
	果物	-	
	油脂・調味料	固定	
	菓子類	固定	
	調理食品	-	
	飲料	固定	
	酒類	-	
	外食	一般外食	変動
		学校給食	-
	賄い費	-	
住居	家賃地代	固定	
	設備修繕・維持	設備材料	-
		工事その他のサービス	-
光熱・水道	電気代	固定	
	ガス代	固定	
	他の光熱	固定	
	上下水道料	固定	

家具・家事用品	家庭用耐久財	家事用耐久財	-	
		冷暖房用器具	-	
		一般家具	-	
	室内装備・装飾品		-	
	寝具類		-	
	家事雑貨		-	
	家事用消耗品		固定	
	家事サービス		-	
	被服及び履物	和服		-
		洋服		変動
シャツ・セーター類		変動		
下着類		-		
生地・糸類		-		
他の被服		-		
履物類		変動		
保健医療	被服関連サービス		変動	
	医薬品		-	
	健康保持用摂取品		-	
	保健医療用品・器具		固定	
	保健医療サービス		-	

交通・通信	交通		変動
	自動車等関係費	自動車等購入	-
		自転車購入	-
		自動車等維持	固定
通信		固定	
教育	授業料等		変動
	教科書・学習参考教材		-
	補習教育		変動
教養娯楽	教養娯楽用耐久財		変動
	教養娯楽用品		-
	書籍・他の印刷物		変動
	教養娯楽サービス	宿泊料	-
		パック旅行費	-
		月謝類	変動
他の教養娯楽サービス		-	
その他の消費支出	諸雑費	理美容サービス	変動
		理美容用品	-
		身の回り用品	-
		たばこ	固定
		他の諸雑費	-
	こづかい（使途不明）		固定
	交際費	贈与金	-
		他の交際費	変動
	仕送り金		変動

- ※ 品目分類（小分類）による結果は、2019年全国家計構造調査の集計項目が中分類以上に限られる部分については、中分類の支出項目での判定結果。
- ※ 「-」は、固定的経費・変動的経費のいずれとも判定されないもの、または、夫婦子1人世帯（生活保護を受給していると推察される世帯を除く）のいずれの世帯でも当該支出項目についての支出がないもの。

# (参考) 品目分類と2019年全国家計構造調査の支出項目の対応関係

品目分類 (小分類以上一覧)		2019年全国家計構造調査 支出項目
1	食料	食料
1.1	穀類	穀類
1.1.1	米	
1.1.2	パン	
1.1.3	麺類	
1.1.4	他の穀類	
1.2	魚介類	魚介類
1.2.1	生鮮魚介	
1.2.2	塩干魚介	
1.2.3	魚肉練製品	
1.2.4	他の魚介加工品	
1.3	肉類	肉類
1.3.1	生鮮肉	
1.3.2	加工肉	
1.4	乳卵類	乳卵類
1.4.1	牛乳	
1.4.2	乳製品	
1.4.3	卵	
1.5	野菜・海藻	野菜・海藻
1.5.1	生鮮野菜	
1.5.2	乾物・海藻	
1.5.3	大豆加工品	
1.5.4	他の野菜・海藻加工品	
1.6	果物	果物
1.6.1	生鮮果物	
1.6.2	果物加工品	
1.7	油脂・調味料	油脂・調味料
1.7.1	油脂	
1.7.2	調味料	
1.8	菓子類	菓子類
1.9	調理食品	調理食品
1.9.1	主食的調理食品	
1.9.2	他の調理食品	
1.10	飲料	飲料
1.10.1	茶類	
1.10.2	コーヒー・ココア	
1.10.3	他の飲料	
1.11	酒類	酒類
1.12	外食	外食
1.12.1	一般外食	一般外食
1.12.2	学校給食	学校給食
1.13	贈い費	贈い費

品目分類 (小分類以上一覧)		2019年全国家計構造調査 支出項目
2	住居	住居
2.1	家賃地代	家賃地代
2.2	設備修繕・維持	設備修繕・維持
2.2.1	設備材料	設備材料
2.2.2	工事その他のサービス	工事その他のサービス
3	光熱・水道	光熱・水道
3.1	電気代	電気代
3.2	ガス代	ガス代
3.3	他の光熱	他の光熱
3.4	上下水道料	上下水道料
4	家具・家事用品	家具・家事用品
4.1	家庭用耐久財	家庭用耐久財
4.1.1	家事用耐久財	家事用耐久財
4.1.2	冷暖房用器具	冷暖房用器具
4.1.3	一般家具	一般家具
4.2	室内装備・装飾品	室内装備・装飾品
4.3	寝具類	寝具類
4.4	家事雑貨	家事雑貨
4.5	家事用消耗品	家事用消耗品
4.6	家事サービス	家事サービス
5	被服及び履物	被服及び履物
5.1	和服	和服
5.2	洋服	洋服
5.2.1	男子用洋服	
5.2.2	婦人用洋服	
5.2.3	子供用洋服	
5.3	シャツ・セーター類	シャツ・セーター類
5.3.1	男子用シャツ・セーター類	
5.3.2	婦人用シャツ・セーター類	
5.3.3	子供用シャツ・セーター類	
5.4	下着類	下着類
5.4.1	男子用下着類	
5.4.2	婦人用下着類	
5.4.3	子供用下着類	
5.5	生地・糸類	生地・糸類
5.6	他の被服	他の被服
5.7	履物類	履物類
5.8	被服関連サービス	被服関連サービス

品目分類 (小分類以上一覧)		2019年全国家計構造調査 支出項目
6	保健医療	保健医療
6.1	医薬品	医薬品
6.2	健康保持用摂取品	健康保持用摂取品
6.3	保健医療用品・器具	保健医療用品・器具
6.4	保健医療サービス	保健医療サービス
7	交通・通信	交通・通信
7.1	交通	交通
7.2	自動車等関係費	自動車等関係費
7.2.1	自動車等購入	自動車等購入
7.2.2	自転車購入	自転車購入
7.2.3	自動車等維持	自動車等維持
7.3	通信	通信
8	教育	教育
8.1	授業料等	授業料等
8.2	教科書・学習参考教材	教科書・学習参考教材
8.3	補習教育	補習教育
9	教養娯楽	教養娯楽
9.1	教養娯楽用耐久財	教養娯楽用耐久財
9.2	教養娯楽用品	教養娯楽用品
9.3	書籍・他の印刷物	書籍・他の印刷物
9.4	教養娯楽サービス	教養娯楽サービス
9.4.1	宿泊料	宿泊料
9.4.2	パック旅行費	パック旅行費
9.4.3	月謝類	月謝類
9.4.4	他の教養娯楽サービス	他の教養娯楽サービス
10	その他の消費支出	その他の消費支出
10.1	諸雑費	諸雑費
10.1.1	理美容サービス	理美容サービス
10.1.2	理美容用品	理美容用品
10.1.3	身の回り用品	身の回り用品
10.1.4	たばこ	たばこ
10.1.5	他の諸雑費	他の諸雑費
10.2	こづかい(使途不明)	こづかい(使途不明)
10.3	交際費	交際費
10.3.6	贈与金	贈与金
10.3.7	他の交際費	他の交際費
10.4	仕送り金	仕送り金

※ 品目分類は、家計調査の収支項目分類（令和2年1月改定）による。  
 ※ 2019年全国家計構造調査の支出項目のうち、小分類未満の項目は表示していない。

# 1 比較検証にあたって参考とすべき指標

## (2) 集計結果 (夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位) (1/3)

	今回検証 対象世帯		前回検証 対象世帯	増減		
		(基本調査)			(基本調査)	
消費支出額の平均 (円)	217,863	(219,329)	202,240	+7.7%	(+8.5%)	
年収階級第3・五分位対比	84.5%	(85.4%)	72.0%	+12.6%pt	(+13.5%pt)	
固定的経費割合	54.3%	(54.7%)	58.6%	▲4.3%pt	(▲3.9%pt)	
(参考) 酒類・学校給食含む (※3)	55.5%	(55.9%)	59.7%	▲4.2%pt	(▲3.8%pt)	
年間可処分所得の平均 (万円)	283	(276)	251	+12.8%	(+10.0%)	
夫婦子1人世帯の中央値対比 (※4)	51.3%	(50.4%)	49.8%	+1.5%pt	(+0.6%pt)	
(参考) 夫婦子1人世帯の中央値 (万円) (※4)	551	(548)	504	+9.4%	(+8.7%)	
夫婦の平均年齢	36.7	(36.8)	35.3	+1.4	(+1.5)	
配偶者の就業率	37.9%	(38.0%)	31.2%	+6.7%pt	(+6.7%pt)	
子の就学状況	未就学	70.1%	(69.3%)	72.7%	▲2.7%pt	(▲3.4%pt)
	小学生	12.4%	(12.4%)	11.8%	+0.6%pt	(+0.5%pt)
	中学生	7.3%	(8.2%)	6.0%	+1.3%pt	(+2.2%pt)
	高校生	10.2%	(10.1%)	9.1%	+1.1%pt	(+1.0%pt)
	その他 (※5)	0.0%	(0.0%)	0.3%	▲0.3%pt	(▲0.3%pt)
貯蓄現在高 (万円)	337	(336)	271	+24.3%	(+24.1%)	
負債現在高 (万円)	522	(387)	276	+89.0%	(+39.9%)	
住宅・土地購入のための借入金	456	(309)	248	+84.2%	(+24.9%)	
持ち家率	44.6%	(40.7%)	33.6%	+11.0%pt	(+7.1%pt)	

※1 2019年全国家計構造調査及び平成26年全国消費実態調査による夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除くもの。

※2 網掛けの指標は、確認の考え方に沿って評価することとしていたもの。

※3 固定的経費の判定にあたっての回帰式 (P4) において、世帯属性として子どもの就学状況（小学生ダミー、中学生ダミー、高校生ダミー）をコントロールした場合、酒類及び学校給食が追加的に固定的経費として分類される結果となることから、参考として当該品目を含む割合を示したもの。

※4 年間可処分所得の中央値は、夫婦子1人世帯の全年収階級における中央値。

※5 子の就学状況「その他」は、15歳以上で中学校・高等学校のいずれにも在学しないもの。



# 1 比較検証にあたって参考とすべき指標

## (2) 集計結果 (夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位) (2/3)

	年間可処分所得	貯蓄現在高						
		計	150万円未満	150万円以上 200万円未満	200万円以上 250万円未満	250万円以上 300万円未満	300万円以上 350万円未満	350万円以上
今回検証 対象世帯	年間可処分所得階級計	100.0%	48.8%	10.0%	3.3%	3.3%	4.6%	30.0%
	150万円未満	2.0%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	150万円以上 200万円未満	4.6%	3.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.4%	0.8%
	200万円以上 250万円未満	14.1%	7.3%	0.7%	0.5%	1.5%	1.6%	2.5%
	250万円以上 300万円未満	31.8%	18.2%	4.7%	0.5%	1.0%	0.0%	7.4%
	300万円以上 350万円未満	47.0%	17.9%	4.5%	2.0%	0.8%	2.6%	19.1%
	350万円以上	0.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
基本調査	年間可処分所得階級計	100.0%	50.9%	8.9%	2.8%	3.8%	3.8%	29.8%
	150万円未満	2.5%	2.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	150万円以上 200万円未満	5.5%	3.8%	0.0%	0.3%	0.0%	0.4%	1.0%
	200万円以上 250万円未満	16.4%	8.2%	0.9%	0.6%	1.8%	2.0%	3.0%
	250万円以上 300万円未満	34.4%	20.6%	3.0%	0.6%	1.3%	0.0%	8.9%
	300万円以上 350万円未満	40.9%	15.8%	5.0%	1.3%	0.8%	1.4%	16.6%
	350万円以上	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
前回検証 対象世帯	年間可処分所得階級計	100.0%	60.1%	4.3%	8.3%	3.1%	3.9%	20.3%
	150万円未満	3.7%	2.4%	0.4%	0.8%	0.0%	0.0%	0.2%
	150万円以上 200万円未満	8.4%	6.3%	0.2%	0.8%	0.3%	0.0%	0.8%
	200万円以上 250万円未満	30.7%	19.8%	1.7%	1.9%	1.5%	0.8%	5.0%
	250万円以上 300万円未満	53.4%	29.6%	1.8%	4.8%	1.2%	2.8%	13.3%
	300万円以上 350万円未満	3.8%	2.1%	0.1%	0.0%	0.2%	0.3%	1.0%
	350万円以上	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※ 2019年全国家計構造調査及び平成26年全国消費実態調査による夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下（18歳は高校生に限る）である勤労者世帯のうち、生活保護を受給していると推察される世帯を除くもの。

# 1 比較検証にあたって参考とすべき指標

## (2) 集計結果 (夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位) (3/3)

### 社会的必需項目の不足状況

社会的必需項目	令和元年7月			(単位: %、%pt)	
	該当割合	平成28年対差	平成22年対差	平成28年7月	平成22年7月
				該当割合	該当割合
Q1 食事の頻度 (1日2回以上) (回答) していない (金銭的に余裕がないから)	0.0 <0.0>	▲ 3.4 <2.0>	-	3.4 <2.0>	
Q2 肉・魚・豆腐などたんぱく質の摂取の頻度 (毎日) (回答) 摂っていない (金銭的に余裕がないから)	1.6 <1.5>	0.7 <1.8>	-	0.9 <1.0>	
Q3 野菜の摂取の頻度 (1日1回以上) (回答) 食べていない (金銭的に余裕がないから)	2.5 <1.9>	1.7 <2.1>	-	0.8 <1.0>	
Q4 新しい下着の購入頻度 (1年に1回以上) (回答) ほとんど購入しない	17.2 <4.5>	▲ 7.8 <6.6>	0.8 <6.1>	25.0 <4.8>	16.4 <4.2>
Q5 必要な時に医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	1.8 <1.6>	▲ 1.0 <2.4>	1.0 <1.9>	2.8 <1.8>	0.8 <1.0>
Q6 必要な時に歯医者にかかれること (回答) かかっていない (金銭的に余裕がないから)	5.1 <2.6>	▲ 5.3 <4.3>	▲ 1.8 <3.9>	10.4 <3.4>	6.9 <2.8>
Q7 炊飯器の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	0.0 <0.0>	0.0 <0.0>	▲ 5.0 *	0.0 <0.0>	5.0 <2.5>
Q8 電気掃除機の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	1.8 <1.6>	0.1 <2.1>	1.8 <1.6>	1.6 <1.4>	0.0 <0.0>
Q9 電話 (固定電話) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	3.4 <2.2>	▲ 5.3 <3.8>	-	8.8 <3.1>	
Q10 携帯電話 (スマートフォン、PHSを含む) の保有 (回答) ない (金銭的に余裕がないから)	1.6 <1.5>	0.9 <1.8>	▲ 0.9 <2.3>	0.8 <1.0>	2.6 <1.8>
Q11 親戚の冠婚葬祭への出席 (回答) ほとんど・まったく出席しない (金銭的に余裕がないから)	1.6 <1.5>	0.9 <1.8>	▲ 3.4 <2.9>	0.7 <0.9>	5.1 <2.5>
Q12 急な出費への対応 (回答) 対応できない	34.2 <5.7>	▲ 10.4 <7.9>	-	44.6 <5.5>	
Q13 生命保険等への加入 (死亡・障害・病気など) (回答) 加入していない (金銭的に余裕がないから)	5.9 <2.8>	▲ 14.1 * <5.9>	▲ 11.6 * <5.1>	20.0 <4.4>	17.6 <4.3>

※ 「家庭の生活実態及び生活意識に関する調査」による集計。

※ 夫婦子1人の3人世帯であって、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下 (18歳は高校生に限る) である世帯のうち、世帯主が雇用者である世帯 (会社、団体の役員を除く) について、総所得階級第1・十分位に属する世帯に係る集計。

※ <>内は各集計結果にかかる標準誤差。| [平均の差] | > 1.96 × [標準誤差] の場合に表中に \* 印をつけている。

## 2 基準額と消費水準の比較検証

---

## 2 基準額と消費水準の比較検証

### (1) 基準額と消費水準の比較結果 (夫婦子1人世帯 年収階級第1・十分位)

①生活扶助基準額 (円/月)	137,790
②生活扶助相当支出 (円/月)	140,514
[標準誤差]	[4,572]
収入階級第3・五分位対比 (※)	71.1%
②/①	1.020

(注) 様々な世帯類型の消費実態については、左記の結果だけではなく、級地、世帯人員数及び世帯員の年齢階級ごとの消費実態の較差の分析結果を踏まえて見る必要がある。

- ※ 2019年全国家計構造調査による夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位に係る特別集計結果。夫婦子1人世帯は、親の年齢が65歳未満、子の年齢が18歳以下(18歳は高校生に限る)である勤労者世帯(2190世帯)のうち、生活保護を受給していると推察される世帯(5世帯)を除くもの。
- ※ 生活扶助基準額には、児童養育加算等の各種加算は含まない。
- ※ 生活扶助相当支出の対数について、平均+3 $\sigma$ ( $\sigma$ :標準偏差)を超えるサンプルは観測されなかった。
- ※ 2019年全国家計構造調査の基本調査の対象世帯のみによる集計を行った場合、夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位における生活扶助相当支出額は138,071円。
- ※ 平成29年検証で参照した集団では、収入階級第3・五分位対比での生活扶助相当支出の水準は70%であり、3 $\sigma$ を外れ値として除いた場合の生活扶助相当支出額は136,638円であった。

### (2) 消費水準との比較による夫婦子1人世帯の基準の検証結果 (案)

- 生活扶助基準の消費水準との比較検証にあたって、参照する夫婦子1人世帯の年収階級第1・十分位の状況について確認したところ、平成29年検証時に参照した集団と比較して、
  - ・消費支出額は7.7%増加し、年収階級第3・五分位対比では72.0%から84.5%に上昇
  - ・固定的経費割合は、58.6%から54.3%に低下
  - ・年間可処分所得は12.8%増加し、夫婦子1人世帯の中央値対比でも49.8%から51.3%に上昇となっており、状況が概ね改善していることが見込まれる。
- こうした中で、夫婦子1人世帯における生活扶助相当支出額は140,514円となっており、生活扶助基準額137,790円を2%程度上回っている。